琵琶湖森林づくり基本計画（第２期）（改定案）の概要

策定の趣旨

- 第１期計画（平成17年度～令和２年度）の取組や対応すべき課題、滋賀県県産材の利用の促進に関する条例（以下、「県産材利用促進条例」という。）の制定を踏まえ、森林・林業に関する具体的な施策の方向を示す。

計画の位置づけ・期間

1 計画の位置づけ
琵琶湖森林づくり条例第９条に基づく計画
県産材利用促進条例第10条に基づく計画
滋賀県基本構想や第５次滋賀県環境総合計画に基づき、他の計画と調和、また森林法に基づく地域森林計画と整合

2 計画期間　令和３年度～令和12年度（2021年度～2030年度）（10年間）

目指す森林づくりの方向

1　基本方向
琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

2　基本方針
琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくり
やまの資源をフル活用した収益の最大化

3　基本方針に基づく施策の考え方
100年後の目指す姿を見据えた施策の考え方を規定

方針１　森林づくり
多面的機能の発揮のため「環境林」と「循環林」を組み合わせた森林づくりを推進

方針２　地域づくり
県民の理解と参加を促し、森林づくりと農山村の活性化を一体的に推進

方針３　産業づくり
川上から川下に至る林業・木材産業の活性化を促進

方針４　人づくり
担い手の確保・育成および次代を担う子どもたちへの森林環境学習やしが木育を推進

4　SDGｓ、MLGｓの達成に向けた取組

新たな指標　⇒R12年

施策2 多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり	・「やまの健康」を具体化する企業等が関わる取組数（累計）	11企業等（R4）⇒30企業等
施策3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化	・林業就業者の平均給与 ・県施設の内装等木質化率 ・しが木育に親しむ人数（累計）	340万円（R3）⇒430万円 80%（R3）⇒100% 2,226人（R3）⇒30,000人
施策4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり	・林業就業者数 ・森林経営プランナー数	243人（R3）⇒250人 1人（R4）⇒7人

基本施策

計画期間の10年間に行う基本的な施策

施策１　多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり

（１）適切なゾーニングに基づく森林づくりの推進
多面的機能を重視した森林づくり、主伐・再造林の促進、森林経営管理制度の推進、地球温暖化防止への貢献等

（２）災害に強い森林づくりの推進
ライフライン保全の取組、水源林の保全巡視、流域の広域的な課題への対応　等

（３）生物多様性の保全
多様な自然生態系の保全、二ホンジカ生息密度の低減、土壌保全対策　等

施策２　多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり

（１）多様な主体による森林づくりの推進
企業、地域住民、ボランティア団体等の取組支援、県民の理解の醸成　等

（２）森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進
地域資源を活かした仕事おこし等による農山村の活性化、地域を担う人づくりの推進、森林文化の振興　等

施策３　森林資源の循環利用による林業の成長産業化

（１）活力ある林業生産の推進
林地境界の明確化、集約化推進、機械化による生産性向上、県産材の安定供給、林業所得向上　等

（２）県産材の加工・流通体制の整備
加工体制の整備、加工・流通を担う人材の育成、大型製材工場の検討　等

（３）あらゆる用途への県産材の活用
魅力の発信やしが木育の推進、公共施設や民間非住宅分野等での県産材の活用、新規需要開拓の推進、県施設の内装等木質化率100%　等

（４）ＩＣＴ等を活用した林業・木材産業の競争力強化
精度の高い森林資源情報、地形情報等の把握、スマート林業の推進、ＩＣＴを活用したサプライチェーンの構築　等

施策４　豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり

（１）林業の担い手の確保・育成
新規就業者の確保、森林・林業に関わる総合的な人材の育成等

（２）次代の森林づくりを担う人々の理解の醸成
森林を通じた学びの提供（グリーン・リスキリングに取り組む企業等の支援）、森林所有者の理解、意欲の高揚　等

林業・木材産業の現状と目指す姿

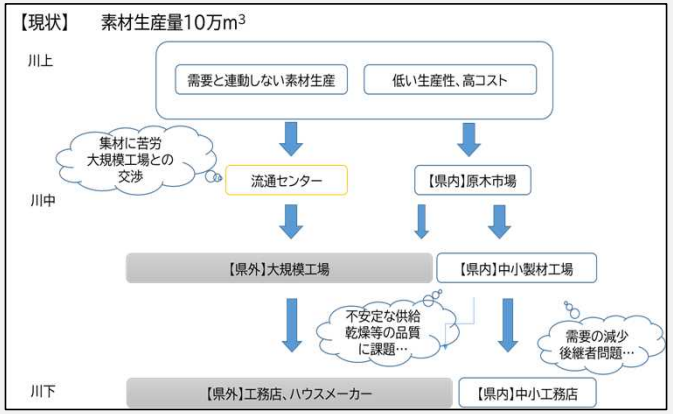

少ない素材生産量と県産材製品の不安定な供給

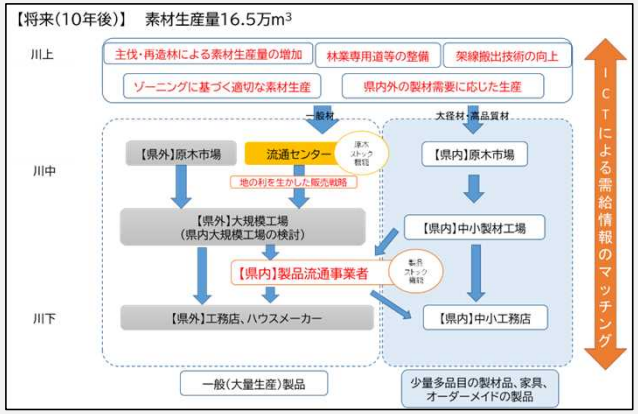

素材生産量の増加と地の利を生かしたサプライチェーンの構築